

2月の安全・衛生・防災管理・活動

— 人や設備等の寒冷対策をしっかりと —



▼気象庁の長期予報では、この2月は例年に比べ暖冬とされていますが、職場では依然として冬季特有の乾燥・強風による火災危険。凍結、ハンドポケット等による転倒災害。静電気による爆発・火災危険。排気や換気の不良等による一酸化炭素中毒や酸欠、有機溶剤中毒。その他事

務所等の空気環境の悪化による風邪やウイルスに対する注意が必要です。

▼2月は、1月と同様に心身状態の不活性化により、作業手順の省略や安全確認不良等も起こりがちです。連絡調整や始業前点検の徹底、体操やミーティング、KYKやRA（リスクアセスメント）等をしつかり行う必要があります。

▼2月は日本生活習慣病予防協会等が主唱する「全国生活習慣病予防月間」があります。生活習慣病は「食習慣、運動習慣、休養（睡眠）、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に關与する疾患群」と定義されています。この時期、心臓病等の循環器疾患や脳血管疾患等の生活習慣病が発症・悪化しがちです。注意しましょう。

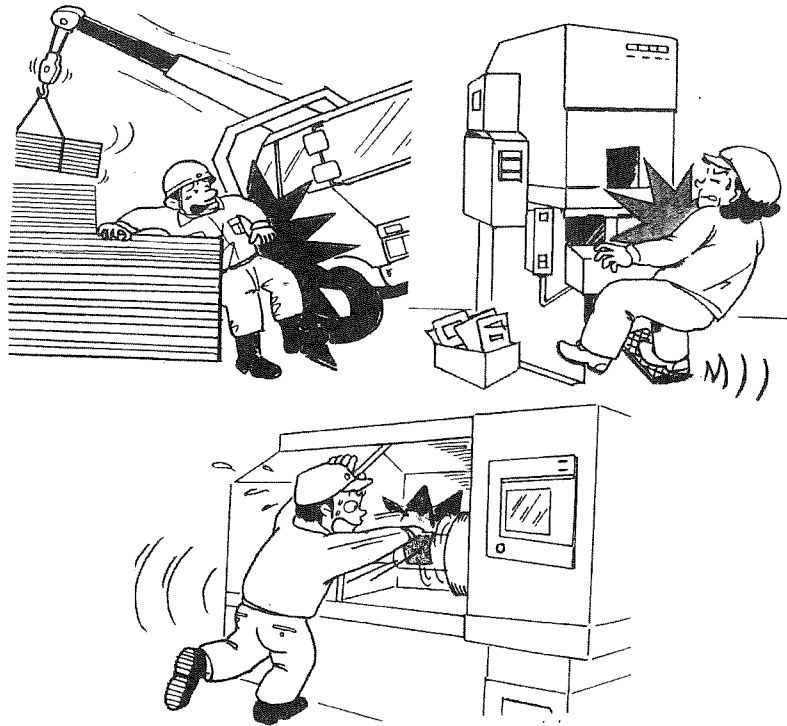
▼この2月も、インフルエンザやコロナ、ノロウイルス等の伝染性疾患に油断ができません。

また、冬季は心身の不活性化等で「うつ病」の発症が指摘され、2月は要注意月と言われています。

皆で注意し合って、職場の安全づくり、健康づくりを進めていきましょう。

挟まれ・巻き込まれ災害の防止を

——安全カバーや囲い等を無効にしない——



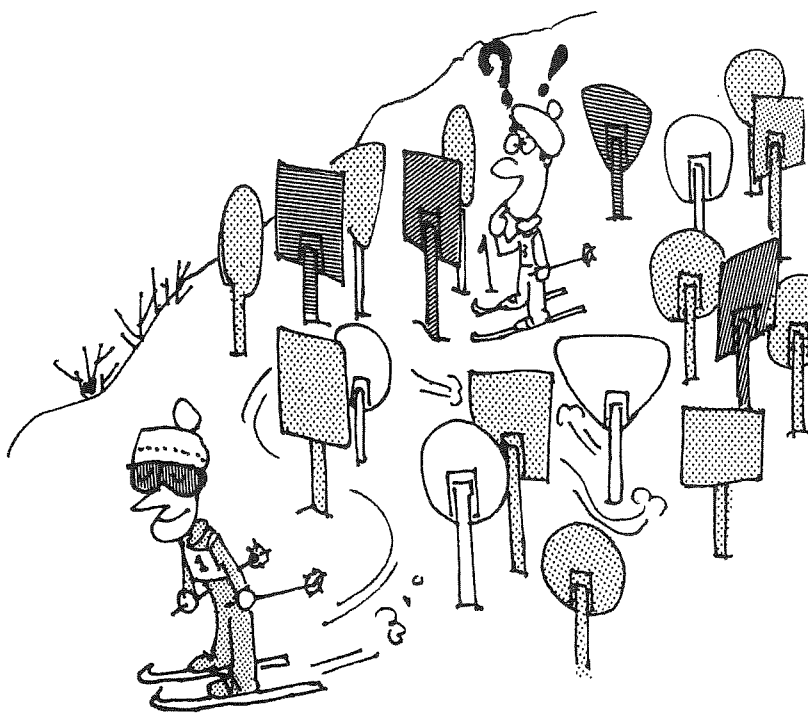
機械や設備の駆動部分に挟まれたり巻き込まれたりした災害、「挟まれ・巻き込まれ災害」は、全労働災害（休業4日以上）の約15%を占め、毎年1万5千人もの人が被災しています。そしてこの挟まれ・巻き込まれは、死亡や後遺障害が残るような大変重篤な災害になっています。

これらの災害を防ぐには、原因となる危険な部分へのカバーや安全装置を設けるなど、機械設備等への対策を十分に行うとともに、次のような注意事項を守る必要があります。

- ▼安全カバーや安全囲いなどの防護措置を無効にしない。
- ▼機械の清掃、注油、修理等を行う際は、電源を必ず切る。
- ▼電源を切ったら、起動スイッチには施錠をし、「操作禁止」等の札をかける。
- ▼特に修理・点検、清掃などの非常作業の前に必ず作業手順を確認する。
- ▼上着やズボンのすそが機械に巻き込まれないように、作業前に服装を整える。
- ▼作業の前にKY（危険予知）やRA（リスクアセスメント）を行って安全対策を実施して作業を行う。
- ▼危険を伴う作業では「指差し呼称」で安全を確認しながら作業を進める。
- ▼機械周りや手元の整理・整頓を行う（行いながら作業を行う）、など。

事業場や職場の安全標識類を見直そう

—— 適切に管理され活用されているか ——



職場の安全標識や表示は、事故や災害及び健康障害の防止や緊急事態への対応を目的として国際基準やJIS（日本産業規格）、労働安全衛生法等の関係法令に準拠して形状や色彩等が定められ、設置方法等も定められています。

安全標識には「禁止標識」、「指示標識」、「注意標識」、「案内標識」、「一般標識」などがあります

が、これらは設置したままで見えにくくなったり、また、表示内容が現場の状況やその作業にそぐわなかったりするなど、表示等がその役割を果たさないばかりか、かえってミスを誘う場合もあります。

事業場や職場の標識や表示が有効に機能しているかどうか、次の事項をチェックし、手入れや取り替え、標識の周りの整理・整頓・清掃を行うなどして、標識を有効に活用する必要があります。

- ・汚れていたり、色褪せあしていないか
- ・剥がれかかっていたり、傾いていないか
- ・周りに荷物などが置かれて見えにくくなっていないか
- ・化学物質のラベル等は正しく貼られているか
- ・区分標示等が消えかかっているか
- ・期間が過ぎたり、不要な掲示物は貼られていないか
- ・表示方法等が法令などで決められた標識等は、決められた方法で掲示されているか
- ・標識・表示の管理を決めているか、など。

職場の「ダ・ラ・リ」を見つけて改善しよう

— ダ・ラ・リは作業性と安全性のネック —



私たちの日常の作業方法や行動を客観的に見直してみると、作業の中に「ムダ」や「ムラ」「ムリ」、つまり「ダ・ラ・リ」があることが分かります。

「ダ・ラ・リ」があると、作業の効率が上がらないばかりでなく、仕事の品質を低下させ、事故や災害の原因にもなってしまう。

したがって、様々な機会をとらえて現在の作業方法や行動を見直し、次の7つの項目を当てはめてみて、問題があったら皆で知恵を出し合い、上司にも相談して改善する必要があります。

- (1) 作業の目標は計画通り無理なく十分達成されているか。
- (2) 作業の流れに手待ちなどの弊害はないか。
- (3) 職場の整理・整頓・清掃は定められた通り行われているか。
- (4) 危険物等の取扱場所は一定しているか。
- (5) 作業速度は作業者や設備等にとって適正か。
- (6) 作業行動範囲は適正か。特に、原材料、加工物などの上げ下ろし、取扱運搬、作業者の歩行、昇降などにムダやムリはないか。
- (7) 危険な作業方法は、省略できたり合理化できるやり方はないか、など。

※特に、事故や災害が発生した作業（含む、他の事業場や職場）や、ヒヤリ・ハットで摘出された問題のある作業は、直ちに全体の流れや作業方法を見直して改善が必要です。